

議第100号 呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号。以下「条例」といいます。）において、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、消防法施行令（昭和36年政令第37号）に定める技術上の基準又はこれに基づく命令の規定と異なる消防用設備等の設置基準（以下「付加基準」といいます。）を設けていますが、社会情勢の変化等を踏まえ、条例中の付加基準を削除するものです。

2 改正の理由

市町村は、消防法第17条第2項の規定により、地方の気候又は風土の特殊性により、防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で付加基準を設けることができることとされており、呉市では、消防法施行令による基準を補完することを目的として、昭和48年の条例の一部改正以降、付加基準を設けています。

一方で、消防関係法令においては、生活様式の変化や火災発生事例を踏まえ、その都度、防火管理体制の見直し、スプリンクラー設備、自動火災報知設備など、消防用設備等の技術上の基準や建築関係法令による建築物の規制が強化されてきました。

このように関係法令による規制強化が進んでいることや、消火設備や警報設備などの消防用設備、火気器具、建築材料などの性能も向上し、社会の防火に対する環境は充実強化されてきており、火災予防規制に係る消防関係法令を補完する目的としての意義が薄れていることから、付加基準を削除するものです。

3 改正の内容

条例中に規定している付加基準を削除するとともに、関係規定の整理をするものです。

【条例で規定している付加基準】

- (1) 複合用途防火対象物における消防用設備等の設置に関する基準（第36条）
- (2) 消火器に関する基準（第36条の2）
- (3) 大型消火器に関する基準（第36条の3）
- (4) 屋内消火栓設備に関する基準（第36条の4）
- (5) スプリンクラー設備に関する基準（第36条の5）
- (6) 水噴霧消火設備等に関する基準（第36条の6）
- (7) 自動火災報知設備に関する基準（第36条の7）
- (8) 避難器具に関する基準（第37条）
- (9) 誘導灯等に関する基準（第38条）
- (10) 連結送水管に関する基準（第39条）
- (11) 付加基準に関する特例（第40条）

4 県内の状況

県内の市等においても，呉市の条例と同様に火災予防条例に付加基準を設けている市等がありますが，令和元年5月に開催された広島県消防長会予防主管課長会議における議論などを踏まえ，各市等において付加基準を削除する見直しが行われており，令和元年4月時点で付加基準を設けていた県内の7の市等のうち，4市等（江田島市，三原市，尾道市，福山地区消防組合）において，火災予防条例から付加基準の削除が行われています。

5 施行期日

公布の日